

平成 2 4 年 度 答 申 第 2 号

(平成 2 5 年 1 月 8 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答 申 第 2 号
平成 2 5 年 1 月 8 日
(2013 年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 荏 原 明 則

情報非公開決定に係る異議申立ての諮問について（答申）

平成 24 年（2012 年）9 月 26 日付け諮問第 33 号で諮問のあった情報非公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

第1 審査会の結論

宝塚市長が行った情報非公開決定は妥当である。

第2 諮問までの経過

1 情報公開請求

平成 24 年 7 月 2 日、異議申立人は、宝塚市情報公開条例（平成 12 年条例第 50 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して、情報の公開を請求した。

異議申立人が公開を請求する公文書の件名及び内容は、「平成 24 年 5 月から上下水道局の申請より本人申請に変更したときの決裁文書ほか資料一式（市道路占用許可申請）」（以下「本件請求文書」という。）であった。

2 実施機関の決定

平成 24 年 7 月 13 日、実施機関は、条例第 10 条第 2 項に基づき情報非公開決定を行い、異議申立人に対して通知した（以下「本件決定」という。）。

実施機関が公開しない理由には、道路占用許可申請手続の変更に係る文書は作成していないため、請求に係る公文書は存在しないことを付記した。

3 異議申立て

平成 24 年 7 月 24 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 諮問

平成 24 年 9 月 26 日、実施機関は、条例第 15 条の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件決定を取り消し、本件請求文書を公開することを求めている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての主な理由は、次のとおり要約される。

- (1) 実施機関及び上下水道局は、給水装置工事又は汚水取付管工事等（以下「給水装置工事等」という。）に伴う道路占用許可申請書の申請者の名義を上下水道事業管理者から給水装置工事等を依頼した本人とするように変更した。

しかし、実施機関は、この変更を一般へ公表せず、給水装置工事等を施工する指定業者にも知らせていない。

本来、給水装置工事等を依頼した本人が当該道路占用許可を申請することに変更するのであれば、実施機関は、公文書を作成して決定し、一般にも公示するなどして知らせる必要がある。この変更を決定した公文書がないのはおかしい。実施機関は、市民に対する行政の責任を果たしていない。

- (2) 給水装置工事等に伴う道路占用許可申請の手続きは、当該工事を依頼した本人が行うことは実際無理である。

その理由としては、給水装置工事等を依頼した一般の市民が、道路占用許可申請書に添付する図面を作成することは困難だからである。

また、給水装置工事等の申請書に添付する図面を、当該工事を施工する指定業者が作成することは、水道法で認められているが、道路占用許可申請書に添付する図面の作成は、行政書士法により、行政書士以外の者が業として作成することはできない。

よって、道路占用許可申請の手続きにおいて、給水装置工事等を施工する指定業者が当該道路占用許可申請書に添付する図面を作成して提出した場合、行政書士法に違反することになる。

第4 実施機関の説明

実施機関が本件決定を行った理由及び補足した説明等については、主に次のとおりである。

1 本件請求文書の不存在について

(1) 道路占用許可申請の手続きについては、道路を占用しようとする者は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条に基づき、道路管理者の許可を受けなければならないが、市道を占用しようとするときは、道路法を受けて市道占用の手続きを定めた宝塚市道路占用規則（昭和 39 年規則第 5 号。以下「道路占用規則」という。）に基づき、実施機関である道路管理課に対して道路占用許可申請書を提出することになっている。道路管理課では、受け付けた申請書を審査して許可をしている。

(2) 給水装置工事等に伴う道路占用許可申請書の申請者の名義変更に係る経過は、次のとおりである。

平成 23 年 1 月 19 日までは、給水装置工事等に伴う道路占用許可申請書について、実際に市道の占用許可を受けようとする者を名義とする申請書を受け付けていた。

平成 23 年 1 月 20 日から平成 24 年 4 月 30 日までは、道路管理課長から給排水設備課長あての通知により、原則、上下水道事業管理者を道路占用許可申請書の申請者とする事となり、そのため、給排水設備課では、「上下水道事業管理者 南 隆」というスタンプを、当該道路占用許可申請書の申請者欄の左横に押印していた。なお、このときの変更に関して経過や理由は不明である。

平成 24 年 5 月 1 日以降は、実際に市道の占用許可を受けようとする者を申請者とする事となり、そのため、給排水設備課では、当該申請が給水装置工事等に伴うものであることを確認し、給排水設備課の経由印を、当該道路占用許可申請書に押印することになった。

なお、平成 24 年 4 月以前も以後も、道路占用許可申請書の申請者欄の記載方法に変更はなく、実際に市道の占用許可を受けようとする者の氏名等を記載することとなっている。

(3) 給水装置工事等に伴う道路占用許可申請書の申請者の名義変更に係る経緯等については、次のとおりである。

平成 24 年 4 月 1 日に道路管理課の道路占用許可事務の担当者が替わり、給水装置工事等に伴う道路占用許可申請書の申請者の取扱いについて見直すこととなった。当該見直しについては、道路管理

課の道路占用許可事務の関係職員で協議して決定した。

見直しの内容は、道路占用規則第 2 条「道路法第 32 条第 1 項による許可を受けようとする者（一部略）は、道路占用許可申請書を市長に提出しなければならない。」と規定しているが、給水装置工事等に伴う道路占用許可申請書の申請者の名義だけが、実際に市道の占用許可を受けようとする者ではなく、上下水道事業管理者となっていたため、実際に市道の占用許可を受けようとする者の名義に変更することであった。

道路管理課の担当者は、給水装置工事等に伴う道路占用許可申請者の申請者を他の道路占用許可申請書と同様にしたことは、本来在るべき事務処理の仕方に戻したという認識であったことから、あえてその協議内容を記録した公文書を作成し、決定することまではしなかった。また、そのような認識から給排水設備課に対して文書で通知する必要はないと考え、口頭で伝えただけであった。

道路管理課及び給排水設備課は、本年 5 月 1 日から取扱いを変更した。

- (4) 以上のことから、実施機関は、本件請求文書を作成していないため、本件請求文書は存在しないとして非公開と決定したものである。

2 決裁文書の作成について

決裁文書については、異議申立人の指摘もあったことから、事後的ではあるが、平成 24 年 8 月 1 日に、「道路法 32 条の規定に係る占用許可申請の申請者の取扱いについて（通知）」について起案し、同日付けで給排水設備課に通知している。

第 5 審査会の判断

1 本件請求文書について

宝塚市では宝塚市公文書管理規則（平成 17 年規則第 38 号）第 5 条において「事務の処理に当たっては、特に軽易なものを除き、公文書を作成するものとする。」と定めているように、公文書の作成は、行政事務を執行する上で、市民への説明責任を果たすために必要不可欠である。審査会としては、異議申立人が主張するように、給水装置工事等に伴う道路占用許可申請書の申請者を変更する取扱いを行うに当たって、公文

書を作成しないで処理することは、適正な事務処理ではないと考える。

しかしながら、本件請求文書に関しては、給水装置工事等に伴う道路占有許可申請書の申請者の名義を実際に市道の占有許可を受けようとする者に変更することは、他の道路占有許可申請書と同様の取扱いで、平成23年1月19日までは、給水装置工事等に伴う道路占有許可申請の事務処理においても同様に取り扱っていたことから、従来の処理方法に戻すだけと実施機関は考えたため、意思決定の公文書を作成する必要はないという認識であったことや、その認識から上下水道局に対しても変更について口頭で伝えていたこと、申請者にとっては道路占有許可申請書の記載方法に変更はなく、給排水設備課における事務処理だけが変わったことなどの諸事情を考慮すると、本件請求文書を作成していないという実施機関の説明はそれなりに納得できる。

また、実施機関は、本件請求文書を作成していないことを認めているだけでなく、本件決定後、異議申立人の指摘を受けたことから、事後的ではあるが、意思決定の公文書を作成して対応している。このことから、異議申立人が本件請求文書を情報公開請求したときに、実施機関が本件請求文書を作成し、保有していたとは考えられない。

したがって、本件請求文書が存在しないことには、相当の理由があり、また、これを覆すに足りる理由はないと考える。

2 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
荒川 雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
荏原 明則 （会長）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
山下 淳 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成24年 9月26日	諮問
2	平成24年10月23日	異議申立人による意見陳述及び 実施機関による非公開理由説明
3	平成24年11月27日	審査
4	平成25年 1月 8日	審査
5	平成25年 1月 8日	答申